

厚生労働大臣の定める掲示事項

(1) 入院基本料に関する事項

当院が届け出ている入院基本料及び看護職員の配置は次の通りです。

当院の一般病棟では、地域一般入院料 1 を算定しています。 入院患者数 51 人で、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分 看護職員 1 人当りの受け持ち数は 10 人以内、

午後 5 時 00 分～午前 8 時 00 分 看護職員 1 人当りの受け持ち数は 26 人以内、

当院の回復期リハビリテーション病棟では、回復期リハビリテーション病棟入院基本料 3 を算定しています。

入院患者数 29 人で、1 日に 5 人以上の看護 職員（看護師及び准看護師）と 3 人以上の看護補助者が勤務しています。

（看護補助者の配置数に看護職員を充当する場合があります。）

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分 看護職員、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

午後 5 時 00 分～午前 8 時 00 分 看護職員、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 15 人以内です。

(2) 入院診療に関する事項

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し 7 日以内に文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、

栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

(3) 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養(1) 入院時生活療養(1) を算定しており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています

(4) 院内感染の防止に関する事項

当院は感染対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行っております。また以下の取り組みを実施いたします。

●毎月 1 回院内感染対策検討委員会を開催し、感染対策に関する事項を検討します。

●感染制御部を設置し、感染制御チームによる院内ラウンド等、部門横断的な判断のもと、感染防止対策の実務を行います。

●職員の感染防止対策に対する意識、知識、技術向上を図るため、院内感染対策マニュアルを配置し、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回程度開催いたします。

●薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。

●院内感染が疑われる事例の発生時には、 感染対策室が中心となって感染対策の徹底、疫学的調査の実施等、感染拡大の防止を行います。 また必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応いたします。

●地域の医療機関と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を定期的に検討します。

●感染症が流行する時期は、 ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

(5) 医療安全に関する事項

当院では、医療安全管理部門を設置するとともに医療安全管理対策委員会を定期的に開催し、医療事故発生の防止と発生時の速やかな対応を行っています。また医療安全対策を病院全体として、以下の取り組みを実施いたします。

●医療安全管理対策委員会を設置し、毎月 1 回委員会を開催し、安全対策に関する事項を検討し件案毎にその対策を全職員に周知徹底させるとともに啓発を行い再発防止に努めます。

●職員の医療事故防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、医療安全管理指針(マニュアル)を配置し、全職員対象とした研修会を年 2 回以上行っています。

●医療の質を低下させず出来うる限り最良の医療を行うためにも医療事故を未然に防ぐことを目標とし、人は過ちを犯すものという立場に立ち組織の問題としてとらえ、医療事故が発生しないような環境・システム構築を組織全体で目指します。

●医療事故発生時の早期対応、原因調査及び再発防止のための対策を立案します。

●医療ミスが疑われる事例の発生時には、安全対策の徹底、事故調査を行い 医療事故防止に努めます。また、必要に応じて保健所や他の医療機関と速やかに連携し対応します。

(6) 看護職員負担軽減計画に関する事項

●看護職員が不足し多忙になっているため求人活動を積極的に行う。

●過度な負担とならないように看護補助者の配置を行う。

●院内保育園への看護師の子供の受け入れを推進する。

(7) ニコチン依存症管理料に関する事項

●禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

●敷地内禁煙です。

(8)医療情報取得加算及び医療 DX 推進体制整備加算について

●オンライン請求を行っております。

●オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

●マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

(9) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料 で発行しております。 また、公費負担等医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。